

学校いじめ防止基本方針

北茨城市立明德小学校校長

I はじめに

昨年度、創立150年を迎え、伝統と地域環境に包まれたこの明德小学校の教育の推進者である私たちは、子どもたちにとってかけがえのない教師であることは当然であるが、同時に地域社会の中でも教師であることが期待されている。

教育は、児童一人一人が人格の完成を目指し、個人として自立し、それぞれの個性を伸ばし、国家及び社会の形成者としての資質を育成するとともにその可能性を開花させることが目的である。特に小学校教育とは、人生の扉を開く鍵に他ならない。したがって、学校は、あらゆる場面において児童に感動を与え、児童が将来の夢と希望にあふれ、意欲・気力・活力に満ちた場でなければならない。

しかし、いじめを背景として、児童生徒が自ら命を絶つという痛ましい事件が発生している。このようなことが起きないようにするために、学校という場で真剣にいじめ防止に向けて取り組まなくてはならない。

文部科学省は、いじめ防止対策を総合的に推進し、児童・生徒等の権利利権の擁護並びにその健全な心身の成長及び人格の形成に資することを目的として、いじめ対策推進法を策定し、国としての指針を示した。その内容としては、

- 1 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- 2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- 3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

という基本理念の下、学校におけるいじめの未然防止策及び組織体制、関係諸機関との連携、いじめが発生した際の対応等が発表された。

今回の件を契機として、校長を中心とした一致協力体制を構築し常にその取組をチェックし、教育委員会との連携を深めながら指導の徹底を図り、いじめの問題への更なる取組を進めることにより、児童・保護者に対する信頼を回復させなければならない。

そのためには、全教職員が、児童が発しているサインを見逃すことがないよう危機感をもって常に児童と接すること、教員相互の情報交換を行い、いじめ撲滅に向け努力しなければならない。「いじめは許されない」「いじめる側が悪い」という認識を児童も教員ももつことが前提となる。

いじめられる側を守り通すことを第一に考えることは勿論であるが、それだけに意識が偏ると、いじめる側の背景に潜む問題点を見逃す危険性がある。いじめの行為を憎みながらも、その子がいじめに至ってしまう、心理的環境的要因をしっかりと見極め、いじめる側にも寄り添い、専門家や専門機関とも連携しながら、根気強く対応、支援することがいじめの根本的な防止につながるものと信じる。

以上のことを念頭におき、下記に本校の基本方針を示し、いじめのない学校の実現をめざして学校経営を進めていきたいと考える。

II 本校のいじめ防止基本方針

1. 豊かな情操と道徳心・人権感覚を培う教育の推進
2. 心の通う対人との交流の能力の素地を養う
3. 全教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実
4. 児童の自己肯定感の育成と、一人一人が楽しく生活できる学級経営の充実

III めざす学校像

1. 児童が自ら考えながら学び、確かな学力や豊かな情操を身に付ける学校
2. 児童の自尊感情が育ち、多くの人との交流を深め自他ともに助け合える学校
3. 児童一人一人が充実感・満足感を体験することができる学校

IV めざす児童・生徒像

1. 知『かしこい子』
 - ・自ら考え解決する子
 - ・進んで学習する子
2. 徳『やさしい子』
 - ・進んであいさつする子
 - ・友だちと協調できる子
3. 体『たくましい子』
 - ・健康管理を継続できる子
 - ・進んで安全に生活する子

V めざす教師像

1. 人間性豊かな教師
2. 活力に満ちた教師
3. 指導力のある教師
4. 子どもの気持ちを理解できる教師
5. 明るく積極的な教師

VI 基本的な方針

☆ 全職員が協働・共感し、組織体としていじめ防止に取り組む学校を創る

1 本校におけるいじめ防止に関する措置（未然防止）

- ① 教頭及び教務主任、生徒指導主事を中心とした「いじめ防止対策委員会」を設置し、定期的な会議を実施し（兼生徒指導協議会）、学校いじめ防止基本方針（含危機管理マニュアル）、いじめ防止のための年間指導計画（含学校安全指導計画）を作成する。
 - ア 「いじめ防止対策委員会」において、児童や保護者アンケートを実施・分析し、いじめの早期発見・早期対応を図る。
- ② 教育相談コーディネーターやスクールカウンセラー（SC）、**スクールソーシャルワーカー（SSW）**等を中心とした教育相談体制を充実させ、重大事態とならないような体制を構築する。
 - ア 好ましい人間関係の構築を図るとともに、校内教育相談体制・支援体制を強化し教育相談や教育支援機能を充実するために、定例の特別支援教育推進委員会等を開催しながら特別支援教育コーディネーターを中心に、SCと連携し、教師全員のカウンセリングマインドの向上をめざし、児童や保護者の悩み等の早期発見・早期対応を図る。
- ③ 学識経験者等、専門的な知識を有する専門家を講師とした研修や、教師一人一人が自己研鑽し、いじめ防止に対処する。
- ④ 児童（運営委員会）を中心に児童が主体となって、いじめの防止に努める。
 - ア なかよし集会や児童（運営委員会）によるキャンペーン等を実践させ、望ましい集団づくりに努める。
- ⑤ 学校としての取組
 - ア 児童と教員が接する機会を多くもち、話を聴き、思いを理解しながら、児童の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人権感覚、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考える。

- イ 教師は、児童に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させるとともに、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫する。また、問題行動の指導に当たっては、焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さずを常に意識し、きめ細やかに愛情をもって指導する。
- ウ 体験的な学習を組織的・系統的に行うとともに、大人の生き方を学ばせ、「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「自己決定力」等の育成を図る。
- ⑥ 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
- ア 保護者会、学校運営協議会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方々が理解し協力していじめ防止にあたるようにする。また、学校だよりやホームページ等を活用し、地域社会にいじめ防止の取組を理解してもらう。
- ⑦ 教職員、児童、保護者、学校関係者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に生かす。

2 本校におけるいじめに対する措置（いじめ発生時）

- ① いじめられた児童への対応
 - ア 児童や保護者アンケートから、いじめと確認された場合は、校長の指示により、生徒指導主事を中心とした「いじめ問題対策協議会」を設置し、児童から個別の聞き取り等を実施し、早急に対応させ、重大事態とならないよう対処する。
 - イ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。（児童への指導の記録は学級担任が行う。）
 - ウ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る。（学級担任、及び教頭が行う。）
 - エ いじめられた児童を守るために、全教職員に事実を報告し、解決に向けた支援を行う。
 - オ 養護教諭やスクールカウンセラー、**スクールソーシャルワーカー**と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
 - カ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
 - キ 家庭訪問の実施等を行い、児童に安心感をもたせる。
 - ク 教育委員会に事実関係や学校の対応を報告する。
- ② いじめた児童への対応
 - ア 事実確認を行い「いじめは許さない」という毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
 - イ いじめに至った原因や背景を確認し、いじめるに至った心理的・環境的要因を家庭、保護者とともに除去、緩和することにより立ち直りの支援を行う。
 - ウ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、保護者に対する助言を継続的に行う。また、家庭での様子を確認し今後の指導に生かす。
- ③ 観衆、傍観者児童への対応
 - ア 観衆（はやし立て面白がる存在）は、いじめを助長する存在であり、いじめと同じ行為であり絶対にしてはいけないということを指導する。
 - イ 傍観者は、いじめを抑止する「仲介者」にもなれる存在なので、具体的ないじめの場面を想定した対応スキルが身に付くように指導する。
- ④ 学校としての取組
 - ア いじめがあった事実を真摯に受け止め、学校組織や学級経営の見直しをし、学校評価を生かして改善を図る。
 - イ いじめが継続していないか、一定期間常に観察し、記録をとる。
 - ウ 道徳や人権教育を中心に、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
 - エ 生活アンケートやWebQUの結果を有効に活用し、自己有用感や自尊感情を高め、心の居場所となるいじめのない学校にする。

3 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

- ① 重大事態とは
 - ア 児童が自殺を計画した場合
 - イ 児童に精神性の疾患が発生した場合
 - ウ 児童が身体に重大な障害を負った場合
 - エ 児童が金銭等を奪い取られた場合
 - オ 児童が相当の期間欠席することを余儀なくされた場合
- ② 重大事態の報告
 - ア 重大事態が発生した際は、教育委員会に迅速に報告し、教育委員会の指示の下、「緊急いじめ問題対策特別チーム」を設置し対応する。
- ③ 重大事態の調査
 - ア 重大事態が生じた場合は、学校においては「学校いじめ調査委員会」を、教育委員会においては、SC、SSW等の専門的知識を有する者のほか、第三者からなる「市いじめ調査委員会」を編成し実態調査を行う。以上の調査では不十分だと判断された場合は、市長が「市再調査委員会」を設置し再調査を行う。
 - イ 学校においては、重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校児童及び保護者に対しアンケート及び聞き取り等の実態調査を行い、事実関係を把握し、その結果を「市いじめ調査委員会」に速やかに提出する。その際、被害児童の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
 - ウ いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校としての説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報保護に関する法律等を踏まえることとする。
- ④ 重大事態への対応
 - ア 「緊急いじめ問題対策特別チーム」は、市教委が中心となり、各種調査結果をもとにして、事態収拾、再発防止及びマスコミ対応について基本方針を策定する。
 - イ 学校においては、基本方針に従って、校内サポートチームにより、児童・保護者に対応する。
 - ウ 被害児童・保護者の心情に寄り添い、最大限の配慮を払い、意向を十分にくみ取って対応する。合わせて、手厚く心のケアに努める。
 - エ 加害児童・保護者については、出席停止も視野に入れて毅然とした態度で対応する。合わせて、被害児童・保護者の心情を思い知らせ、心からの反省の気持ちを引き出す指導をし、謝罪及び再発防止につなげる。
 - オ その他の児童については、重大事態について説明し、動揺を抑えて心のケアを図り、さらに「絶対にいじめは許されない」ということを確認して再発防止に努める。事態解消後は、道徳及び人権教育のより一層の充実を通じて、いじめを生まない土壌の醸成を図る。
 - カ 一般の保護者や地域社会に対しては、事態について説明し、理解を求めるとともに、重大事態の解消への協力を要請する。
 - キ 重大事態の報道等への対応は、学校と教育委員会が事実関係及び対応について十分確認し合い、齟齬のないように行う。